

近運自監公示第20号  
近運自二公示第57号  
近運技保公示第16号  
平成26年1月27日

## 公 示

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年10月1日付け近運自監公示第11号、近運自二公示第34号、近運技保公示第6号）記2.（8）に定める違反点数の特例について

一般乗用旅客自動車運送事業者が、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年10月1日付け近運自監公示第11号、近運自二公示第34号、近運技保公示第6号。以下「乗用処分基準公示」という。）記2.（8）に定める違反点数の特例に係る措置を下記のとおり定めたので公示する。

近畿運輸局長 大久保 仁



記

### 1. 定義

（1）本公示において使用する用語は、乗用処分基準公示によるほか、タクシー適正化・活性化法、道路運送法（昭和26年法律第183号。）及び「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の

実施について」（平成26年1月27日付け近運自二公示第56号、近運自監公示第21号。以下「準特定地域措置公示」という。）において使用する用語の例による。

（2）本公示において「認定日」とは、タクシー適正化・活性化法第11条第4項に定める活性化事業計画の認定を受けた日とする。

また、「基準日」とは、準特定地域の指定時（準特定地域から継続して指定された場合及びその後に特定地域から継続して準特定地域へ指定された場合は、当該継続して指定された最初の準特定地域の指定時、当該指定地域において個別に講じている施策に基づき、特別な配慮が必要と認めて別途公示した日がある場合にあっては当該公示により指定した日）とする。

（3）本公示において「認定日車両数」とは、活性化事業計画の認定日における、認定事業者の当該準特定地域内の営業所に配置する一般の需要に応じることができる一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車。（以下「タクシー車両」という。）の数とする。

（4）本公示において「基準車両数」とは、準特定地域措置公示1. 2. に定める営業区域ごとの基準車両数とする。

ただし、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「旧タクシー適正化・活性化法」という。）に基づく特定地域に指定されており、引き続きタクシー適正化・活性化法に基づく準特定地域に指定されている営業区域の事業者にあっては、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付け近運自二公示第44号）に規定する特定特別監視地域に指定された時点、旧タクシー適正化・活性化法に基づく特定地域に指定された時点（当該地域が連続して特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の特定地域に指定された時点）又は準特定地域措置公示1. 2. の基準車両数のいずれか最も多い車両数とする。

## 2. 安全対策及び減車の確認方法

（1）本公示3. に定める特例措置は、タクシー適正化・活性化法第11条第4項に定める活性化事業計画の認定を受けた活性化事業計画（以下「認定活性化事業計画」

という。) であって、次に掲げる要件全てに該当する事業者（以下「認定事業者」という。）について適用する。

- ① 活性化事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を定めていること。
- ② 事業再構築として、減車（準特定地域措置公示Ⅱ. 7. に定める減車であって、タクシー車両以外への事業用自動車への変更を除く。以下同じ。）による供給輸送力の削減を定めていること。

(2) 認定事業者は、3.(1)の措置を受けようとする場合には、タクシー適正化・活性化法第3条の2で指定する地域ごとに、近畿運輸局長に対し、減車が完了した後、準特定地域の指定が解除されるまでの間に、該当する別紙違反点数の特例措置届出書（以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

ただし、当該認定事業者の違反を確認した日から、当該違反に基づく行政処分等が確定するまでの間に提出された届出書については、当該行政処分等の確定時に提出されたものとみなす。

なお、当該届出書には、次の書面を添付しなければならない。

- ① 上記2.(1)①の実施計画及び実施状況に関する書面
- ② 上記2.(1)②により減車したタクシー車両の使用権原が消滅したことを証する書面（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第22条第1項に定める「登録事項等証明書」）

### 3. 安全対策及び減車の実施による違反点数の特例措置

(1) 上記2.(2)により減車の実施を完了した場合には、認定事業者の認定日車両数から減車した車両の割合に乗じて得た点数（小数点以下を切り捨て）を届出時違反点数から減ずるものとする。

ただし、基準日から届出日の間に自動車その他の輸送施設の使用停止以上の行政処分となる違反が確認されていない場合には、「認定日車両数」とあるのは、「基準車両数」と読み替えて適用することができる。

(2) 届出時違反点数より減ずる違反点数の扱いについては、次のとおりとする。

- ① 届出時違反点数が1回の行政処分のみで付されている場合には、その違反点

数より減ずるものとする。

② 届出時違反点数が複数回の行政処分で付されている場合には、複数回中、付されてからの経過期間が短い違反点数から順に減ずるものとする。

(3) 前項における届出時違反点数の累計期間内（乗用処分基準公示2.（4）に定める累計期間）に、次のいずれかに該当する場合には3.（1）の効力を失う。

① 上記2.（2）①の実施計画に従い実施されていないと認められたとき。

② 上記2.（2）に該当する認定活性化事業計画の認定が取り消されたとき。

## 附則

1. この公示は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第4項の規定に基づく「特定事業計画」が、国土交通大臣の認定を受けたことにより違反点数を減じた事業者は、本公示3.（1）により違反点数を減じたものとする。

届出日 平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所  
 氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号  
 担当者名

印

## 認定活性化事業計画に基づく減車数届出書

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第3項に定める事業再構築に基づき、認定活性化事業計画の供給輸送力の削減について、下記のとおり実施しましたので届出致します。

1. 活性化事業計画認定日 平成 年 月 日

2. 活性化事業計画の内容

※活性化事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を記載する。

3. 営業区域 交通圏

4. 減車数(下記のとおり)

営業所名	認定日現在車両数	減車後車両数	減車数	減車割合
計				%

※「認定日現在車両数」「減車後車両数」「減車数」の欄はそれぞれ一般の需要に応じることができるタクシー車両の数を記載する。

※「減車割合」の欄は小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで記載する。

5. 営業区域内の違反点数(届出日現在) 点

(直近の違反点数付与年月日) 平成 年 月 日 点

6. 直近の監査等年月日 平成 年 月 日

※本届出日前に、監査等を受け、当該監査等の結果に基づく行政処分等が確定していない場合、当該処分等の確定時に本届出がなされたものとみなす。

7. 添付書類

- (1)活性化事業計画の実施計画
- (2)活性化事業を実施したことを証する書面(現在の実施状況)
- (3)事業用自動車の使用権限が消滅したことを証する書面

(以下、行政庁使用欄)

首席自動車監査官 あて

上記届出書の内容に相違ないことを確認したので連絡する。

平成 年 月 日 旅客第二課長

届出日 平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所  
 氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電 話 番号  
 担 当 者 名

印

## 認定活性化事業計画に基づく減車数届出書

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第3項に定める事業再構築に基づき、認定活性化事業計画の供給輸送力の削減について、下記のとおり実施しましたので届出致します。

1. 活性化事業計画認定日 平成 年 月 日

2. 活性化事業計画の内容

※活性化事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を記載する。

3. 営業区域 交通圏

4. 減車数(下記のとおり)

営業所名	基準車両数	減車後車両数	減車数	減車割合
計				%

特定特別監視地域に指定された日の車両数 両 旧特定地域に指定された日の車両数 両

準特定地域に指定された日の車両数 両

※「基準車両数」「減車後車両数」「減車数」の欄はそれぞれ一般の需要に応じることができるタクシー車両の数を記載する。

※「基準車両数」の欄は1. (3)で規定する基準車両数とする。

※「減車割合」の欄は小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで記載する。

5. 営業区域内の違反点数(届出日現在) 点

(直近の違反点数付与年月日) 平成 年 月 日 点

6. 直近の監査等年月日 平成 年 月 日

※本届出日前に、監査等を受け、当該監査等の結果に基づく行政処分等が確定していない場合、当該処分等の確定時に本届出がなされたものとみなす。

7. 添付書類

- (1)活性化事業計画の実施計画
- (2)活性化事業を実施したことを証する書面(現在の実施状況)
- (3)事業用自動車の使用権限が消滅したことを証する書面

(以下、行政庁使用欄)

首席自動車監査官 あて

上記届出書の内容に相違ないことを確認したので連絡する。

平成 年 月 日 旅客第二課長